

2-4 研究所の運営

分子科学研究所は、全国の大学共同利用機関としての機能をもつと同時に独自の研究・教育のシステムを有している。この項では、この両面についての研究所の運営のメカニズム（組織とそれぞれの機能）について説明する。

2-4-1 評議員会

分子科学研究所の運営は、基本的には研究所長の責任において行われているが、この所長候補者を選考するのは評議員会である。評議員会はその他にも研究所の事業計画、その他の管理運営に関する重要事項について所長に助言する機能をもっている。

現在（2000年度）の評議員会の構成メンバーは下記の通りである。又、分子研創設以来の評議員メンバーの一覧表も資料として6-1に示してある。評議員会の大きな特長は2名の外国人評議員が存在することである。現在は、ビュルツブルク大学のKiefer, Wolfgang教授とスタンフォード大学のZare, Richard N.教授にお願いしている。外国人評議員は評議員会に出席し、所長等から研究所の現状の説明を受け提言を述べることになっており、研究所の点検・評価という見地からも大変重要な役割である。

評議員

大 塚 榮 子	北海道工業技術研究所主任研究官
荻 野 博	東北大学大学院理学研究科教授
木 原 元 央	高エネルギー加速器研究機構加速器研究施設長
京 極 好 正	福井工業大学教授
後 藤 圭 司	豊橋技術科学大学長
近 藤 保	豊田工業大学客員教授
佐 原 真	国立歴史民俗博物館長
清 水 良 一	統計数理研究所長
高 橋 理 一	(株) 豊田中央研究所取締役所長
土 屋 荘 次	日本女子大学理学部教授
中 西 敦 男	学術著作権協会常務理事
廣 田 裕	京都大学名誉教授
福 山 秀 敏	東京大学物性研究所長
細 矢 治 夫	お茶の水女子大学理学部教授
本 多 健 一	東京工芸大学長
松 尾 稔	名古屋大学総長
山 崎 敏 光	理化学研究所R I ビーム科学研究室研究協力員
山 村 庄 亮	慶應義塾大学理工学部教授
KIEFER, Wolfgang	ビュルツブルク大学教授
ZARE, Richard N.	スタンフォード大学教授

2-4-2 運営協議員会

運営協議員会は、研究所内の教授11名、所外の大学等の教授10名によって構成され、共同研究計画に関する事項その他の研究所の運営に関する重要事項で、所長が必要と認めるものについて所長の諮問に応じる。所外委員は後述する学会等連絡会議によって推薦される。運営協議員会は研究所の運営に関する全ての事項の議決・承認機関であり、特に重要な教官の選考を行う「人事選考部会」と、全国の大学等との共同研究の実施に関する諸事項を審議する「共同研究専門委員会」をその下部組織としてもっている。

所長選考に際しては、運営協議員会は評議員会から意見を求められることになっており、所長候補者を評議員会に推薦することとされている。現委員（2000年度）を以下に、また、創設以来の委員を6-2、6-3に示す。

運営協議員

阿知波 洋 次	東京都立大学大学院理学研究科教授
岡 田 正	大阪大学大学院基礎工学研究科教授
加 藤 重 樹	京都大学大学院理学研究科教授
北 原 和 夫	国際基督教大学教養学部教授
小谷野 猪之助	姫路工業大学理学部教授
関 一 彦	名古屋大学物質科学国際研究センター教授
田 中 武 彦	九州大学大学院理学研究院教授
濱 口 宏 夫	東京大学大学院理学系研究科教授
旗 野 嘉 彦	九州大学大学院総合理工学研究院教授
松 本 和 子	早稲田大学理工学部教授
宇理須 恒 雄	極端紫外光科学研究系教授
北 川 祐 三	分子構造研究系教授
小 杉 信 博	極端紫外光科学研究系教授
小 林 速 男	分子集団研究系教授
田 中 晃 二	錯体化学実験施設教授
中 村 宏 樹	理論研究系教授
西 信 之	電子構造研究系教授
平 田 文 男	理論研究系教授
藤 井 正 明	電子構造研究系教授
薬 師 久 弾	分子集団研究系教授
渡 辺 芳 人	相關領域研究系教授

2-4-3 人事選考部会

人事選考部会は運営協議員会のもとに設置され，教官候補者の選考に関する事項の調査審議を行う。委員は運営協議員会の所内委員5名と所外委員5名の計10名によって構成され，委員の任期は2年である。平成12年度より，人事が分子科学の周辺に広く及びかつ深い専門性を伴いつつある現状に対応し，人事選考部会は必要に応じて構成員以外の者を専門委員として加えることが出来るようになった。教授，助教授及び助手候補者の選考は全て人事選考部会において行われ，最終1名の候補者が部会長より所長に答申される。所長はオブザーバーとして会議に参加する。なお，助手候補者の選考においては，人事選考部会のもとに専門委員を含む5名の助手選考小委員会を設置する。同小委員会での選考の結果，その主査は最終候補者を部会長に答申し，部会長は人事選考部会に報告し審議を行う。

所長は，部会長から受けた答申結果を教授会議（後述）に報告し，了解を得る。

分子科学研究所における教官候補者は，“短期任用助手”の場合を除いて全て公募による応募者の中から選考される。教授又は助教授を任用する場合には，まず教授・助教授懇談会において当該研究分野及び募集方針の検討を行い，それに基づいて作成された公募文案を教授会議，人事選考部会で審議した後公募に付する。研究系でのいわゆる内部昇任は慣例として認められていない。また，技官又はIMSフェローから助手への任用，あるいは総研大生又はその卒業生から助手への任用は妨げていない。研究系の助手には6年の任期が規定されており，任期を越えて在職する場合は1年ごとに所長に申請してその再任許可の手続きを得なければならない。

人事選考部会委員（2000年度）

加 藤 重 樹（京大教授）	小 林 速 男（分子研教授）
関 一 彦（名大教授）	西 信 之（分子研教授）
田 中 武 彦（九大教授）	平 田 文 男（分子研教授）
濱 口 宏 夫（東大教授）	藤 井 正 明（分子研教授）
松 本 和 子（早大教授）	渡 辺 芳 人（分子研教授）

2-4-4 共同研究専門委員会

全国の大学等との共同研究は分子研の共同利用研としての最も重要な機能の一つである。本委員会では、共同研究計画（課題研究、協力研究、招へい研究、研究会等）に関する事項等の調査を行う。半年毎（前、後期）に、申請された共同研究に対して、その採択及び予算について審議し、運営協議員会に提案する。また、UVSOR施設（極端紫外光実験施設）に関する共同研究については、別に専門委員会を設け、各研究者からの申請について審議し、運営協議員会に提案する。

共同研究専門委員会の委員は、運営協議員6名以内と学会等連絡会議（後述）の推挙に基づいて所長が委嘱する運営協議員以外の者6名以内によって構成される。

共同研究専門委員会委員（2000年度）

伊藤 翼（東北大教授）	田中 晃二（分子研教授）
岡田 正（阪大教授）	中村 宏樹（分子研教授）
小谷野 猪之助（姫路工大教授）	薬師 久彌（分子研教授）
谷本 能文（広大教授）	井上 克也（分子研助教授）
山崎 巍（北大教授）	鈴木 俊法（分子研助教授）
小杉 信博（分子研教授）	米満 賢治（分子研助教授）

2-4-5 学会等連絡会議

所長の要請に基づき学会その他の学術団体等との連絡、共同研究専門委員各候補者等の推薦等に関するることについて、検討し、意見を述べる。

学会等連絡会議構成員（2000年度）

市川 行和（宇宙研教授）	瀬口 宏夫（東大院教授）
伊藤 健兒（名大院教授）	平尾 公彦（東大院教授）
大野 公一（東北大院教授）	山下 晃一（東大院教授）
梶本 興亜（京大院教授）	山内 薫（東大院教授）
川崎 昌博（京大院教授）	北川 祐三（分子研教授）
佐藤 直樹（京大教授）	小林 速男（分子研教授）
菅原 正（東大院教授）	西 信之（分子研教授）
田中 清明（名工大教授）	平田 文男（分子研教授）
張紀久夫（阪大院教授）	見附 孝一郎（分子研助教授）
永田 敬（東大院教授）	

2-4-6 教授会議

分子科学研究所創設準備会議山下次郎座長の申し送り事項に基づいて、分子研に教授会議を置くことが定められている。同会議は分子研の専任・客員の教授・助教授で構成され、研究及び運営に関する事項について調査審議し、所長を補佐する。所長候補者の選出にあたっては、教授会議は独立に2名の候補者を選出し、運営協議員会に提案しその審議に委ねる。また、教官の任用に際しては人事選考部会からの報告結果を審議し、教授会議としての可否の投票を行う。

2-4-7 主幹・施設長会議

主幹・施設長会議は所長の私的機関であり、所長の諮問に応じて研究所の運営等の諸事項について審議し、所長を補佐する。そこで審議事項の大半は教授会議に提案されそこで審議に委ねる。主幹・施設長会議の構成員は各研究系の主幹及び研究施設の施設長で、所長が招集し、主催する。

2-4-8 大学院委員会

総合研究大学院大学の運営に関する諸事項、学生に関する諸事項等の調査審議を行い、その結果を大学院専攻委員会に提案し、その審議に委ねる。大学院委員会は各系及び錯体化学実験施設からの各1名の委員によって構成される。

2-4-9 特別共同利用研究員受入審査委員会

他大学大学院からの学生（従来大学院受託学生と呼ばれていたもの）の受け入れ及び修了認定等に関する諸事項の調査、審議を行う。同委員会は、各系及び錯体化学実験施設からの各2名の委員によって構成される。

2-4-10 各種委員会等

上記以外に次表に示すような“各種の委員会”があり、研究所の諸活動、運営等に関するそれぞれの専門的事項が審議される。詳細は省略する。

(1) 分子科学研究所の各種委員会

会議の名称	設置の目的・審議事項	委員構成	設置根拠等
点検評価委員会	研究所の設置目的及び社会的使命を達成するため自ら点検及び評価を行い研究所の活性化を図る。	所長、研究主幹、研究施設の長、技術課長、他	点検評価規則
将来計画委員会	研究所の将来計画について検討する。	所長、教授数名、助教授数名	委員会規則
放射線安全委員会	放射線障害の防止に関する重要な事項、改善措置の勧告。	放射線取扱主任者、研究所の職員6 技術課長、他	放射線障害予防規則
分子制御レーザー開発研究センター運営委員会	分子制御レーザー開発研究センターの管理運営に関する重要事項。 共同研究の採択に関する調査。	センター長 センターの助教授 教授又は助教授3 職員以外の研究者若干	センター規則 委員会規則
分子物質開発研究センター運営委員会	分子物質開発研究センターの管理運営に関する重要事項。 共同研究の採択に関する調査。	実験施設長 実験施設の助教授 教授又は助教授4 職員以外の研究者7	実験施設規則 委員会規則
極端紫外光実験施設運営委員会	実験施設の運営に関する重要事項。 共同研究の採択に関する調査。	実験施設長 施設の教授又は助教授2 施設以外の教授又は助教授2 職員以外の研究者4	
錯体化学実験施設運営委員会	実験施設の運営に関する重要事項。	研究系の教官1 分子物質開発研究センター長、 同助教授 錯体化学実験施設の教官1、他	委員会規則
実験廃棄物処理委員会	実験廃棄物の処理に関する指導及び監督。処理方法の選定。貯蔵、処理施設の運営に関すること。他	(原則) 各研究室から各1 当該施設から若干 他の施設から若干	
装置開発室運営委員会	装置開発室の運営に関する重要事項。	(原則) 各研究室から各1 施設から必要数	
設備・安全・節約委員会			
図書委員会	購入図書の選定。他		
広報委員会	Annual Review、分子研レターズ等の研究所出版物作成に関すること。 研究所公式ホームページの管理運営。	関係研究者のうちから7	
情報ネットワーク委員会	情報ネットワークの維持、管理運営。	(原則) 各研究室から各1 施設から必要数	

設置根拠の欄 岡崎国立共同研究機構で定めた規則、略式で記載。記載なきは規定文なし。
表以外に、分子研コロキウム係、自衛消防隊組織がある。

(2) 岡崎国立共同研究機構の各種委員会等

会議の名称	設置の目的・審議事項	分子研からの委員	設置根拠等
岡崎研究所長会議	研究所相互に関連のある管理運営上の重要事項について審議するとともに円滑な協力関係を図る。	所長	岡崎所長会議に関する申し合わせ
将来構想委員会	岡崎国立共同研究機構の将来構想について検討する。	所長 教授 2	所長会議申合せ
独立化等検討委員会	独立行政法人化問題に関する検討	教授 2	
機構連絡会議	機構の円滑な運営を図る。	所長、研究主幹 2 技術課長	連絡会議規程
点検評価連絡調整委員会	3 研究所共通の事項に関し点検及び評価を行う。	所長、研究所点検評価委員会委員各 2	通則第 13 条 委員会規程
職員福利厚生委員会	レクリエーションの計画及び実施にすること、職員会館の運営にすること。他	教官 1 技官 1	委員会規程
共通施設等企画委員会	共通施設の将来計画に関する事項、その他共通施設の企画に関し必要な事項。	所長 研究主幹 1	委員会規程
情報ネットワーク管理運営委員会	情報ネットワークの管理運営に関する必要事項。	所長、教授 1 計算科学研究センター長	委員会規程
情報ネットワーク管理運営委員会整備専門委員会	情報ネットワークの管理運営に関し、専門の事項を調査審議する。	教授 1 (運営委員) 助教授又は助手 1 (管理室員)	情報ネットワーク管理運営委員会規程第 7 条
情報ネットワーク管理室	機構における情報ネットワークの日常の管理。 将来における情報ネットワークの整備、運用等について調査研究。	次長 (技術担当) 助教授又は助手 1 技術職員 1	管理室規程
スペース・コラボレーション・システム事業委員会	事業計画、事業の運営方法に関すること。他	所長、教授 1 情報ネットワーク管理室 次長	委員会規程
スペース・コラボレーション・システム事業実施専門委員会	事業計画に関する事項等について調査。	事業委員会委員、教官 1 情報ネットワーク管理室 員	スペース・コラボレーション・システム事業委員会規程第 6 条 委員会要項
宿泊施設・宿舎委員会	宿泊施設 (ロッジ) の運営方針・運営費にすること。(公務員)宿舎の入居者 (入れ替えを含む) を選考すること。他	研究主幹 1	委員会規程
岡崎コンファレンスセンター運営委員会	センターの管理運営に関し必要な事項。	所長、教授 1	センター規程第 5 条
発明等委員会	発明に係わる権利、民間等との共同研究・受託研究により作成したデータベース等の帰属等に関する事項。これらの権利の帰属について必要な事項。	研究主幹 2 計算科学研究センター長 研究施設の長 1 技術課長	委員会規程
放射線障害防止委員会	放射線施設の設置、変更、廃止に関する事項。放射線障害の防止に関する重要な事項・研究所間の連絡調整。他	教授又は助教授 2 放射線取扱主任者 技術課長	放射線障害防止規程第 3 条

情報図書館運営委員会	情報図書館の運営に関する重要事項。	教授 1 助教授 1	情報図書館規程 第 4 条 委員会規程
防火対策委員会	防火管理に関する内部規定の制定改廃、防火施設及び設備の改善強化。防火教育、防火訓練の実施計画、防火思想の普及及び高揚。他	研究主幹 1 技術課長 放射線取扱主任者 高圧ガス保安員及び作業責任者	防火管理規程 第 2 条 委員会規程
動物実験委員会	動物実験に関する指導及び監督。実験計画の審査。他	教官 1	動物実験に関する指針 委員会規程
統合バイオサイエンスセンター運営委員会	センターの管理運営に関する重要事項を審議するため。	教授又は助教授 2	センター規則
計算科学研究センター運営委員会	センターの管理運営に関する重要事項を審議するため。	教授又は助教授 2	センター規則
動物実験センター運営委員会	センターの管理運営に関する重要事項を審議するため。	教授又は助教授 2	センター規則
アイソトープ実験センター運営委員会	センターの管理運営に関する重要事項を審議するため。	教授又は助教授 2	センター規則
セクシュアル・ハラスメント防止委員会	セクシュアル・ハラスメントの防止並びにその苦情の申出及び相談に対応するため。 セクシュアル・ハラスメントの防止等適切な実施を期すため。	教授 2	平11年文部省訓令第4号 委員会規程
文部省共済組合岡崎国立共同研究機構支部食堂運営委員会	営業種目、営業時間。他	研究主幹 1 技術課長	委員会規程
岡崎南ロータリークラブとの交流委員会	岡崎南ロータリークラブが行う交流事業等に関する協議及び事業への協力	教官 1	

設置根拠の欄 岡崎国立共同研究機構が定めた規定、略式で記載。記載なきは規定文なし。